

## ○匝瑳市介護保険条例（抜粋）

平成18年1月23日

条例第95号

## (運営協議会の設置)

第11条 法第117条の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項その他高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議するため、匝瑳市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会は、必要があるときは、介護保険事業の運営又は高齢者の保健福祉について意見を述べることができる。

## (運営協議会の組織)

第12条 運営協議会は、委員16人をもって組織する。

## (運営協議会の委員)

第13条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者
- (2) 介護認定審査会委員
- (3) 介護保険施設事業者
- (4) 居宅介護サービス事業者
- (5) 居宅介護支援事業者
- (6) 保健、医療又は福祉に関する学識経験者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 第2項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

## (会長等)

第14条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

## ○匝瑳市地域包括支援センター運営協議会規則

平成18年3月6日

規則第162号

### (設置)

第1条 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正性及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営の確保を図るため、匝瑳市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの担当する圏域の設定に関すること。
- (4) センターの介護予防事業の法人への委託に関すること。
- (5) センターの介護予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託に関すること。
- (6) 地域包括ケアに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会の設置の目的を達成するため、運営協議会が必要と認める事項

### (事業評価)

第3条 運営協議会は、定期又は必要に応じ、次に掲げるセンターの運営事項に関する事業評価の協議を行うものとする。

- (1) センターが作成する介護予防サービス計画において、特定の事業者が提供するサービス等の偏りに関する事項
- (2) センターが作成する介護予防サービス計画において、提供するサービスの適正化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める事項

### (組織)

第4条 運営協議会は、匝瑳市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員をもって組織する。

(会長等)

第5条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会の委員の任期とする。

(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年8月24日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。